

○ マイナンバーカード更新時における免許情報の記録に関するFAQ

京都府警察運転免許試験課

1	更新等により新たに交付されるマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用できる手続は、始まっているのですか？	はい。始まっています。（令和7年9月1日より手続開始） これは、マイナ免許証を保有する方がマイナンバーカードを更新した際、新たに交付されるマイナンバーカードに、その方が保有していたマイナ免許証の情報を記録し、マイナ免許証として引き続き利用できるようにするものです。 マイナ経歴証明書を保有する方についても同様です。
2	更新等により新たに交付されたマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するには、どうすればよいですか。	市区町村の窓口又は郵送で受け取る交付申請書に記載の「申請書ID」や「二次元コード」を用いて オンラインでのマイナンバーカードの交付申請 を行うことで利用できます。 新たに交付されたマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用できるようにするため、マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用して記録すべき免許情報を特定しています。そのため、当手続を利用するには、あらかじめ警察に署名用電子証明書を提出している必要があるほか、オンラインでマイナンバーカードの交付を申請する際に、新たに交付を受けるマイナンバーカードについても署名用電子証明書の発行を希望する必要があります。
3	新たに交付されたマイナンバーカードがマイナ免許証として引き続き利用できない場合がありますか。	はい。 適切に利用手続を行った場合は、新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用することができますが、例えば以下の場合は、新たに交付を受けるマイナンバーカードに免許情報が記録されず、マイナ免許証として利用できない場合がありますのでご注意ください。 ① 住所や氏名の文字に署名用電子証明書で使用できない文字（一部の外字）が含まれている場合（※） ② オンラインでの交付申請時に入力した免許情報記録番号に誤りがあった場合 ③ 交付申請中に、免許を停止又は取り消された場合 ④ システムエラーの場合 ※ 現在お持ちのマイナンバーカードの交付を受ける際、ご自身で代替文字を選択した場合は該当する可能性があります（詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。）。これらの外字が含まれている方は、市区町村の担当窓口で署名用電子証明書の窓口発行を行う必要があります。
4	令和7年9月1日以前にマイナンバーカードの交付申請をした者です。新たに交付されるマイナンバーカードはマイナ免許証として引き続き利用できますか。	いいえ。 当手続の対象は、令和7年9月1日以降にオンラインでマイナンバーカードの交付申請をした方のみです。
5	市区町村の窓口でマイナンバーカードの交付申請をした場合も、新たに交付されるマイナンバーカードはマイナ免許証として引き続き利用できますか。	いいえ。 スマートフォン又はパソコンから オンラインでマイナンバーカードの交付申請をした場合のみ 利用することができます。 なお、追記欄の余白がなくなった方等は市区町村窓口で特急発行・交付制度を利用することができますが、この場合にはマイナ免許証として引き続き利用することができません。マイナ免許証として引き続き利用するためには、市区町村で新たなマイナンバーカードの交付を受けた後、京都府警察自動車運転免許試験場や京都駅前運転免許更新センター、運転免許関係手続を行っている警察署等（※）で、免許情報の記録を受ける必要があります。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、受付時間等については、各窓口ごとに異なりますので、事前に京都府警察のホームページを御確認ください。
6	オンラインでのマイナンバーカードの交付申請はマイナポータルからできますか。	いいえ。 オンラインでのマイナンバーカードの交付申請は、マイナポータルではなく個人番号カードオンライン申請サイトから行います。 当サイトの詳細は、申請者に対して送付される有効期限通知書又は交付申請書を参照していただくか、個人番号カード総合サイト（ https://www.kojinbango-card.go.jp/ ）でお問い合わせください。
7	現在保有しているマイナンバーカードの有効期間満了日が近づいてきたので、交付申請をしたいのですが、新たに交付されたマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するにはどうしたらよいですか。	新たに交付されるマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用する場合、市区町村の窓口又は郵送で交付された交付申請書に記載の二次元コードを読み取るか、交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）を交付申請サイトに入力した上で オンラインによる交付申請 をする必要があります。 マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカードの券面等で確認することができます。マイナンバーカードの更新手続きは、有効期間満了の3か月前の日の翌日から可能です。

8	自分が警察に署名用電子証明書を提出しているか確認するにはどうしたらよいですか。	<u>マイナポータルで確認し、マイナ免許証との連携が完了していれば、署名用電子証明書は提出されています。</u> また、京都府警察自動車運転免許試験場や京都駅前運転免許更新センター、運転免許関係手続を行っている警察署等（※）の窓口で確認することもできます。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、受付時間等については、各窓口ごとに異なりますので、事前に京都府警察のホームページを御確認ください。
9	署名用電子証明書を警察に提出するにはどうすればよいですか。	京都府警察自動車運転免許試験場や京都駅前運転免許更新センター、運転免許関係手続を行っている警察署等（※）で、署名用電子証明書の提出手続ができます。手続には市区町村で設定した署名用電子証明書用の暗証番号（6桁～16桁の英数字）が必要になりますのでご注意ください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、受付時間等については、各窓口ごとに異なりますので、事前に京都府警察のホームページを御確認ください。
10	新しく交付を受けるマイナンバーカードについて署名用電子証明書の発行を希望しないのですが、その場合も新たに交付されたマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用できますか。	いいえ。 署名用電子証明書を利用して記録すべき免許情報を特定しているため、新たなマイナンバーカードに署名用電子証明書の発行を希望しない場合、本制度の利用はできません。
11	新しく交付を受けるマイナンバーカードについて、希望すれば署名用電子証明書は発行されますか。	はい。 ただし、住所や氏名の文字に署名用電子証明書で使用できない文字（一部の外字）が含まれているなどの場合（※）、新しいマイナンバーカードに署名用電子証明書が搭載できない場合があります。その場合は、市区町村の担当窓口で署名用電子証明書の窓口発行を行う必要があります。 ※ 現在お持ちのマイナンバーカードの交付を受ける際、ご自身で代替文字を選択した場合は該当する可能性があります。詳しくはお住まいの市区町村にお問い合わせください。
12	新たなマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用できることはどのようにして確認することはできますか。	市区町村で新たなマイナンバーカードの交付の準備が完了した段階で、申請者に対し交付通知書が送付されるため、この通知書により、事前に、新たなマイナンバーカードに免許情報が記録されているかを確認することができます。 交付を受けた後は、マイナ免許証読み取りアプリを利用して御確認ください。
13	マイナンバーカードの更新時期と免許の更新時期が重複しています。どちらを先に更新すべきですか。	どちらを先に更新していただいても構いませんが、免許を更新するタイミングによっては、更新前の免許情報が記録されたマイナンバーカードが交付されることがあります。 この場合、新たなマイナンバーカードにあらかじめ最新の免許情報の記録を受けるために京都府警察自動車運転免許試験場や京都駅前運転免許更新センター、運転免許関係手続を行っている警察署等（※）で手続を行う必要があることから、マイナンバーカードの更新期間と免許の更新期間が重なる方については、マイナンバーカードの交付申請から交付を受けるまでの間は、免許の更新手続を避けてください。 この点、免許の更新はご自身の誕生日の前後1か月間であるところ、マイナンバーカードの更新は誕生日の3か月前から可能であるため、原則としては先にマイナンバーカードの更新をした後、免許の更新をすることが望ましいです。ただし、マイナンバーカードは申請から交付まで通常1か月程度要するところ、免許の更新は即日可能であるため、免許の更新期限が迫っている方は、先に免許の更新をした後にマイナンバーカードの更新をすることをおすすめします。 新たなマイナンバーカードに記録された免許情報の内容は、マイナ免許証読み取りアプリを使用して御確認ください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、受付時間等については、各窓口ごとに異なりますので、事前に京都府警察のホームページを御確認ください。
14	オンラインでマイナンバーカードの交付申請を行ってから、新たなマイナンバーカードが交付されるまでにはどのくらいの時間がかかりますか。	オンライン申請を行った日から、おおむね1か月後に市区町村窓口での受取りが可能です。ただし、転出入の繁忙期や市区町村の状況によっては、更に期間を要する場合があります。 詳しくは個人番号カード総合サイト（https://www.kojinbango-card.go.jp/）でお問い合わせください。
15	マイナンバーカードの交付申請時に免許情報記録番号/運転経歴情報記録番号に誤った番号を登録してしまいました。登録情報の変更はできますか。	いいえ。誤った番号を登録した場合、後から変更することはできません。 この場合、新たなマイナンバーカードに免許情報は記録されないため、新しいマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用することを希望される方は、京都府警察自動車運転免許試験場や京都駅前運転免許更新センター、運転免許関係手続を行っている警察署等（※）で手続を行ってください。 ※ 運転免許関係手続を行っている場所、受付時間等については、各窓口ごとに異なりますので、事前に京都府警察のホームページを御確認ください。